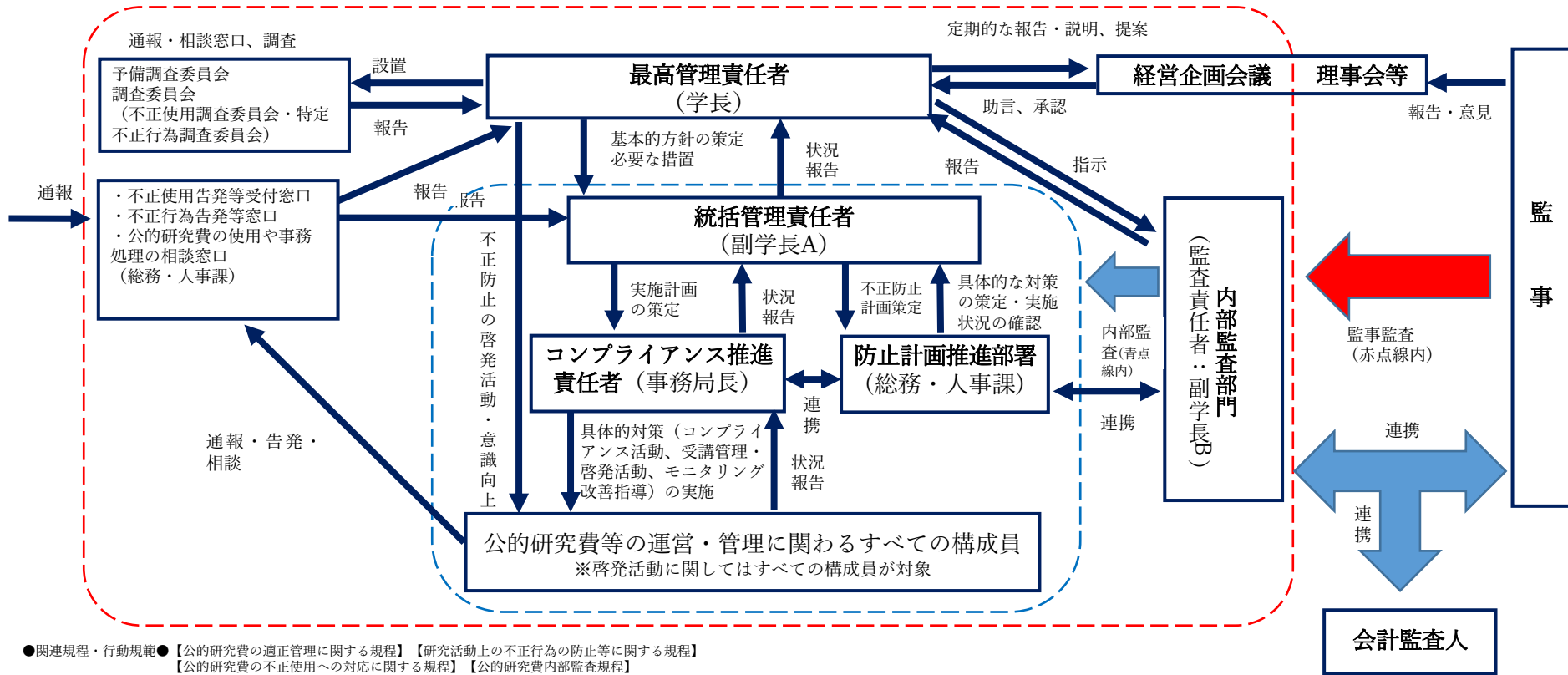


清泉女子大学における研究活動の運営・管理に関わる責任体系図



最高管理責任者

- ・機関全体を統括し、公的研究費等の運営・管理について最終責任を負う。
- ・不正防止対策の基本方針を策定・周知し、実施のための必要な措置を講じる。また、統括管理責任者やコンプライアンス推進責任者が責任をもって公的研究費の運営・管理が行えるよう適切にリーダーシップを発揮する。
- ・不正防止対策の基本方針や具体的な不正防止対策の策定にあたり、経営企画会議において、審議を主導し、その実施状況や効果等において議論を深める。
- ・自ら部署等に足を運んで不正防止の取り組みを促すなど、様々な啓発活動を定期的に行い、構成員の意識向上と浸透を図る。
- ・研究活動不正防止に関しても最終責任を負う。

統括管理責任者

- ・最高管理責任者を補佐し、公的研究費等の運営・管理について大学全体を統括する実質的な責任と権限を持つ。
- ・不正防止対策の組織横断的な体制を統括する責任者であり、基本方針に基づき、具体的な対策の策定・実施をし、実施状況を最高管理責任者に報告する。
- ・コンプライアンス教育及び啓発活動に関する実施計画を策定する。
- ・最高責任者を補佐し、研究活動不正防止についても大学全体を統括する実質的な責任と権限を持つ。
- ・研究倫理教育責任者として、研究活動に関する不正防止策、研究倫理教育について統括する実質的な責任と権限を持つ。

コンプライアンス推進責任者

- ・公的研究費の運営・管理について実質的な責任と権限を持つ。
- ・統括管理責任者の指示の下、対策を実施し、実施状況を統括管理責任者に報告する。
- ・公的研究費等の運営・管理に関わるすべての構成員に対して、コンプライアンス教育を実施・受講状況を管理監督する。
- ・定期的に啓発活動をする。
- ・構成員が適切に公的研究費等の管理・執行を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善指導する。

監事

- ・不正防止に関する内部統制の整備・運用状況について機関全体の観点から確認し、定期的に理事会で報告し、意見を述べる。
- ・統括管理責任者やコンプライアンス推進責任者が実施するモニタリングや内部監査によって明らかになった不正発生要因が不正防止計画に反映しているか、不正防止計画が適切に実施されているかを確認し、その結果を定期的に理事会で報告し、意見を述べる。

内部監査部門

- ・毎年度、定期的に財務情報に対するチェックを行う。また、公的研究費等の管理体制の不備の検証を行う。
- ・防止計画推進部署と連携し、不正が発生する要因を分析し、リスクに対して、リスクアプローチ監査を実施する。
- ・内部監査の実施に当たっては過去の内部監査やモニタリングで把握された不正発生要因に応じて監査計画を見直し、効率化、適正化を図るとともに、会計監査を活用して内部監査の質の向上を図る。
- ・監事及び会計監査人との連携を強化し、必要な情報提供を行い、不正防止に関する内部統制の整備・運用状況やモニタリング、内部監査の手法、公的研究費の運営・管理の在り方等について定期的に意見交換を行う。
- ・内部監査による結果及び指摘に関する機関としての対応策についてコンプライアンス教育や啓発活動を活用するなどにより、同様のリスクが発生しないように構成員に対して周知を図る。

防止計画推進部署

- ・統括管理責任者とともに機関全体の具体的な対策(不正防止計画、コンプライアンス教育、啓発活動等)を策定・実施し、実施状況を確認する。
- ・監事と連携し、必要な情報提供を行うとともに、不正防止計画の策定・実施・見直しの状況について意見交換を行う。
- ・内部監査部門と連携し、不正を発生させる要因を体系的に整理し、評価する。